

石油販売業の届出について

近畿経済産業局

資源エネルギー環境部資源・燃料課

石油の備蓄の確保等に関する法律により、石油販売業を行おうとするものは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならないとされています。

この法律で言う「石油」とは

- ・原油、指定石油製品（揮発油（ナフサを含む）、灯油（ジェット燃料油を含む）、軽油、重油）及びプロパン、ブタンを主成分とする石油ガス（液化化したものを含む）。
- ・潤滑油、アスファルト、グリース等については対象外であり届出は不要です。

石油販売の事業とは

- ・営利目的であるか否かを問わず、自己の名義により継続反復して石油を有償で他人に譲渡することを目的として事業活動を行う者を指します。
組合員の利益のために組合員に対し非営利的に石油の販売を行う組合等も対象になります。
- ・自家用は対象外です。
- ・販売施設を有していない業者も対象になります。
- ・借入設備での営業の場合、設備所有者でなく、運営主体者が届出ます。

届出が必要な規模

- ・次の①～③に掲げるいずれかに該当する場合に届出が必要です。
- ①原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては消防法第9条の4に規定する指定数量を超える場合（貯蔵タンク等の施設を有する場合）
(例) 第4類 第1石油類（ガソリン他） 200リットル
第2石油類（灯油・軽油他） 1,000リットル
第3石油類（重油他） 2,000リットル
- ②石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が5トンを超える場合
- ③①②に掲げるもののほか、「当該年度の販売数量」又は「前年度の販売数量」のいずれか大きい数量が、次の数量を超える場合（施設を有しない場合等）

(イ) 原油	1, 000	キロリットル
(ロ) 揮発油	2, 400	キロリットル
(ハ) 灯油	60	キロリットル
(ニ) 軽油	1, 800	キロリットル
(ホ) 重油	120	キロリットル
(ヘ) 石油ガス	360	トン

提出部数、提出先

正本1部、写し2部を「主たる事務所の所在地」を管轄する経済産業局に提出してください。内、写しの1部については受付印を押印の上、届出者控として返送いたします。

なお、近畿経済産業局の管轄区域は福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県です。

(送付先)

〒 540-8535

大阪府中央区大手前1丁目5番44号

近畿経済産業局 資源・燃料課 (宛先の部名は省略可)

「主たる事務所の所在地」とは実際に本社業務を行っている住所。通常は届出者の住所と同じですが、登記上の本社と別の場所で石油販売業の部門がある場合などはその所在地となります。

様式、記載方法等

様式、記載方法については別掲(様式と記入例)していますので、様式をダウンロードの上、記入例を参考にして記入してください。

届出書には開始届、変更届、廃止届の3種類があり、事業を開始したときだけでなく、届出事項に変更があるときや、事業を廃止する時なども届出が必要です。下記(最終頁)の届出事項別一覧表を参考に提出してください。

中核SSについて

東日本大震災では、SS自体の被災に加え、停電等で多くのSSが稼働停止となったことから、石油製品の供給に支障が生じ、救難活動や復旧活動等に大きな影響を与えました。

これらを教訓とし、平成24年11月1日付けの改正では、一定要件に該当する営業所(SS)を災害時における給油の拠点とするため、当該SSを所有する石油販売業者に対し、当該SSの給油に係る設備の状況についての届出義

務が追加されました。開始届の第4面、第5面はこれに対応したものです。中核SSとしての届出をされる際には、第1面、第2面に加え、第4面（必須）、第5面（該当がある場合）の提出が必要です。

また、当該営業所（SS）の給油設備の規模を変更しようとする時はあらかじめ、災害が発生した場合において営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先、営業所（SS）ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項に変更があった時は遅滞なく、石油販売業変更届出書を提出してください。